

千葉科学大学大学院学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 千葉科学大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の本旨に則り学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(課 程)

第2条 本大学院薬学研究科及び危機管理学研究科の課程は、博士課程とし、薬学研究科博士課程は4年制の課程（以下、「4年制博士課程」という。）また、危機管理学研究科博士課程は前期2年課程（以下「修士課程」という。）及び後期3年課程（以下「博士課程（後期）」という。）に区分する。

2 本大学院看護学研究科の課程は、修士課程とする。

(研究科・専攻及び学生定員)

第2条の2 本大学院には、次の研究科・課程・専攻をおき、学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名・課程	入学定員	収容定員
薬学研究科	薬学専攻博士課程	3名	12名
危機管理学研究科	危機管理学専攻修士課程	10名	20名
	危機管理学専攻博士課程（後期）	3名	9名
看護学研究科	看護学専攻修士課程	5名	10名

(課程の目的)

第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程（後期）は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 4年制博士課程は、高度な医療薬学を学び薬剤師を指導・監督する能力を備えた高度専門職業人、あるいは薬剤師の視点をもった創薬研究者を育成することを目的とする。

(研究科及び専攻の教育研究上の目的)

第3条の2 研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を次のとおりとする。

(1) 薬学専攻博士課程は、薬剤師としての視点をもって医療薬学を中心に、加えて生命科学与創薬科学の研究領域において、医薬品を通して健康の維持・増進や病気の治療に貢献できる薬剤師研究者(Pharmacist-Scientist)の育成を目的とする。

(2) 危機管理学専攻修士課程は、国際的にも大きな取り組みが求められる温暖化などの地球環境問題やこれまでに例を見なかった様な大規模災害に的確に対応するため、従来の学部学科の枠組みを超えてより高度な専門知識を備えた危機管理の専門家を養成することを目的とする。

(3) 危機管理学専攻博士課程（後期）は、自立して研究活動を行うとともに、危機管理対策に精通して、環境・災害・医療技術の各分野の知識を総合的に連携し、知識・判断力と経験を兼ね備えた危機管理の中核を担うことが出来る人材の養成を目的とする。

(4) 看護学専攻修士課程は対象の健康と生活に着目し、当事者主体の立場を尊重し、広い視野に立脚し看護学分野の高度な専門性を追究し、看護学の実践的研究能力を培い、健康で安全・安心な社会の構築に向け、地域社会の保健医療福祉の発展に寄与できる人材の育成を目的とする。

(方針の策定及び明示)

第3条の3 本大学院は、研究科及び専攻の教育研究上の目的を達成するため、入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針を定め、これを明示する。

(自己点検・評価)

第3条の4 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、研究科及び専攻の目的を達成するために、教育研究活動などの状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(ファカルティ・ディベロップメント)

第3条の5 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は2年とする。博士課程（後期）の標準修業年限は3年とする。薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年とする。

(長期にわたる課程の履修)

第4条の2 学長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第4条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(最長在学年限)

第5条 本大学院における最長在学年数は、修士課程にあつては4年、博士課程（後期）にあつては6年、4年制博士課程にあつては8年とする。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第6条 学年・学期及び休業日は、千葉科学大学学則（以下「本学学則」という。）を準用する。

第3章 授業科目・及び課程の修了要件について

(授業科目及び単位数)

第7条 本大学院において開設する授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

第7条の2 授業科目は、教育課程編成・実施の方針に基づき、相互の関連性及び学修内容の順次性をふまえ、体系的に整備するものとする。

(授業科目の単位の基準)

第8条 授業科目の単位の基準については、本学学則を準用する。

(教育方法等)

第8条の2 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第8条の3 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第8条の4 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(研究指導)

第9条 本大学院における研究指導の内容等については別に定める。

(課程の修了要件)

第10条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、危機管理学研究科危機管理学専攻においては32単位以上、看護学研究科看護学専攻においては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程（後期）の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査並びに最終試験に合格することとする。

ただし、第17条第2項第2号から第5号までに該当する者が、博士課程（後期）に入学した場合の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、大学院において30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査並びに最終試験に合格することとする。

3 4年制博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査並びに最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(授業科目の単位の認定等)

第11条 授業科目の単位の認定及び学業成績については、本学学則を準用する。

(他の大学院における授業科目の履修)

第11条の2 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院の授業科目を履修させることができ、履修した授業科目について修得した単位を本大学院で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、次の各号において履修する授業科目について準用する。

- (1) 学生が外国の大学院に留学する場合
 - (2) 外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合
 - (3) 外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合
 - (4) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下、「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合
- 3 学校教育法第 105 条の規定により大学院が編成する特別の課程における学修が、本大学院の教育に相当する水準を有し、かつ、教育上有益と認める場合に限り、学生が当該特別の課程の履修により修得した単位を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前 3 項により修得した単位の合計は、15 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第 11 条の 3 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15 単位を超えない範囲で本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、本大学院において大学院教育に相当する水準を有し、かつ、教育上有益と認める場合に限り、学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を履修する者が修得した単位について準用する。

- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は第 11 条の 2 の規定により修得した単位と併せて 20 単位を超えないものとする。

（在学期間の短縮）

第 11 条の 4 入学前に本大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格（学校教育法第 102 条、学校教育法施行規則第 155 条）を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、1 年を超えない範囲で本大学院が定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

第 4 章 学位論文及び最終試験

（学位論文の審査等）

第 12 条 修士及び博士の学位論文の審査については、別に定める。

（最終試験）

第 13 条 修士課程の最終試験は所定の単位を修得し、かつ当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査に合格した者について行う。

- 2 博士課程（後期）並びに 4 年制博士課程の最終試験は所定の単位を修得し、かつ学位論文の審査に合格した者について行う。

第5章 学位の授与

(学 位)

第14条 本大学院を修了した者に次の学位を授与する。

研究科・専攻・課程	学位
薬学研究科薬学専攻博士課程	博士（薬学）
危機管理学研究科危機管理学専攻修士課程	修士（危機管理学）
危機管理学研究科危機管理学専攻博士課程（後期）	博士（危機管理学）
看護学研究科看護学専攻修士課程	修士（看護学）

(学位の授与)

第15条 学位の授与に関し必要な事項については、千葉科学大学学位規程の定めるところによる。

第6章 入学資格等について

(入学の時期)

第16条 入学は学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず修士課程の外国人留学生、帰国子女及び社会人の入学については、教育上支障がない場合に限り秋学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第17条 本大学院の修士課程に入学することができる者は次の各号の一に該当し、かつ入学試験に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

- (9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
 - (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- 2 博士課程（後期）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ入学試験に合格した者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
 - (8) 本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
- 3 4 年制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ入学試験に合格した者とする。
- (1) 大学の修業年限 6 年の薬学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和 30 年文部省告示第 39 号）
 - (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学の修業年限 6 年の薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(入学志願)

第 18 条 前項の規定より入学を志望する者は、所定の入学願書に必要書類及び入学検定料を添えて願出しなければならない。

2 入学願書の受付期間は別に定める。

(入学者の選考)

第 19 条 入学者の選考は、入学者受入れの方針に基づき、別に定めるところによりこれを行う。

第 7 章 管理運営組織

(教授会に相当する組織)

第 20 条 学教教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 93 条第 1 項の規定に基づき、本学に教授会に相当する組織を置く。

2 前項については、学長が別に定める。

(大学院研究科委員会)

第 20 条の 2 本大学院の各研究科に大学院研究科委員会を置く。

2 各大学院研究科委員会は、大学院担当の助教以上の教員をもって構成する。

3 各大学院研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について、決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、大学院研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が特に定めるもの

4 各大学院研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 大学院研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第 8 章 入学検定料・入学金及び授業料等

(入学検定料・入学金・授業料等の額)

第 21 条 入学検定料・入学金及び授業料等は別表Ⅱのとおりとする。

(授業料等の納付)

第 22 条 授業料等の諸納付金は、別に定める規程により納入しなければならない。

2 所定の期日までに納入金を怠っている者は、それを納入するまで授業及び試験に出席すること並びに附属図書館備えつけの図書を閲覧することを禁止することがある。

3 休学者の納付金の取り扱いとは別に定める。

4 転学、退学及び停学者は、その期の諸納付金は納入しなければならない。

(納付金の返還)

第 22 条の 2 既納の納付金は返還しない。

第 9 章 研究生・委託生・科目等履修生・外国人留学生

(研究生)

第 23 条 本大学院に大学院研究生を受け入れることができる。

2 大学院研究生に関し、必要な事項は別に定める。

(大学院委託生)

第 24 条 国内の大学・官公庁、又はその他の機関から、第 19 条の規定によらないで本大学院の各課程の修学を委託されたとき、正規の学生の修学に妨げのない限り、学長は当該大学院研究科委員会の審議に基づき選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 大学院委託生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生)

第 25 条 本大学院の授業科目の一部について、履修を願い出た者がある時は、正規の学生の修学に妨げのない限り、学長は当該大学院研究科委員会の審議に基づき選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の検定料・入学金及び履修料は別表Ⅲのとおりとする。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 26 条 日本国以外に居住する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、学長は外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 10 章 休学・退学・除籍等

(休学)

第 27 条 学生は、疾病その他の事由により、引き続き 3 か月以上修学困難な場合は、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて、学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は当該大学院研究科委員会の審議を経て、期間を定め、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、引き続き 1 年を越えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、さらに 1 年以上の休学を許可することがある。

4 休学期間は、通算して第 4 条の修業年限に相当する年数を越えることはできない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

6 休学期間中に、その事由が消滅した場合は、復学願を提出して、学長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第 28 条 学生が、疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて、学長に願い出て、許可を得なければならない。

(除籍)

第 29 条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長は当該大学院研究科委員会の審議を経て、除籍することができる。

(1) 第 5 条に定める最長在学年数を超えた者

(2) 正当な理由がなく、授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けても、なお納入しない者

(3) 在留資格を失った者

(4) 死亡又は失踪した者

(転学)

第30条 他の大学院に転学を希望する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(留学)

第31条 本大学院が、教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院に留学することを認めることができる。

2 前項の留学した期間は、第4条に規定する修業年限に算入するものとする。

(再入学)

第32条 所定の手続きを経て入学を願い出たときは、当該大学院研究科委員会の審議を経て、学長が入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第11章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第33条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める必要の単位を修得しなければならない。

2 取得できる教育職員免許状及び免許教科の種類は、次のとおりとする。

研究科名	課程・専攻名	免許状の種類	教科
危機管理学研究科	危機管理学専攻修士課程	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科 理科

第12章 雑 則

(準用規定)

第34条 この学則に定めのない事項については、本学学則を準用する。

(改廃)

第35条 本学大学院学則の改廃は、大学協議会の審議を経て、理事会で決定する。

附 則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

なお、薬科学研究科薬科学専攻修士課程において、平成21年度以前に入学した学生は、第7条について、従前の規定による。また、旧4年制薬学科を基礎とする薬科学研究科薬科学専攻修士課程は平成21年度をもって募集停止とする。

附 則 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条の2、第7条、第14条については、従前の規定による。

また、第27条については平成24年度入学生より適用する。

なお、平成24年度より薬科学研究科は、薬学研究科に名称変更する。

附 則 旧4年制薬学科を基礎とする薬学研究科薬科学専攻修士課程は、

平成 24 年 7 月 31 日をもって廃止する。

この改正学則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 この改正学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 7 条については、従前の規定による。

附 則 この改正学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 7 条については、従前の規定による。

附 則 この改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 7 条については、従前の規定による。

附 則 この改正学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 7 条については、従前の規定による。

附 則 この改正学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 2 条、第 2 条の 2、第 7 条、第 10 条、第 14 条については、従前の規定による。

附 則 この改正学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 7 条については、従前の規定による。

附 則（令和 2 年 2 月 25 日 第 13 回理事会）

この改正学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この改正前に入学した学生は、第 7 条については、従前の規定による。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日 第 12 回理事会）

この改正学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この改正前に入学した学生は、第 7 条については、従前の規定による。

附 則（令和 4 年 7 月 26 日 第 5 回理事会）

附 則（令和 5 年 3 月 24 日 第 13 回理事会）

この改正学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この改正前に入学した学生は、第 2 条の 2、第 3 条の 2、第 7 条、第 10 条第 1 項、第 14 条、第 21 条、第 27 条については、従前の規定による。

- 3 令和 5 年度より、薬学研究科薬科学専攻修士課程は募集停止とする。

- 4 薬学研究科薬科学専攻修士課程は、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則（令和 6 年 2 月 27 日 第 11 回理事会）

この改正学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 29 日 第 9 回理事会）

附 則（令和 7 年 2 月 25 日 第 14 回理事会）

この改正学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この改正前に入学した学生は、第 2 条の 2、第 3 条の 2、第 7 条、第 10 条、第 14 条、第 21 条については、従前の規定による。

- 3 令和 7 年度より、薬学研究科薬科学専攻博士課程（後期）は募集停止とする。

別表Ⅰ【授業科目および単位数】

本大学院において開設する授業科目および単位数は次のとおりとする。

1. 薬学研究科

① 薬学専攻・博士課程

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数
特別講義Ⅰ	1	
特別講義Ⅱ	1	
特別講義Ⅲ	1	
特別講義Ⅳ	1	
医療薬学ゼミナールⅠ		8
医療薬学ゼミナールⅡ		8
医療薬学ゼミナールⅢ		8
医療薬学ゼミナールⅣ		8
特別研究	20	

2. 危機管理学研究科

① 危機管理学専攻・修士課程

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数
総合危機管理特論Ⅰ（基盤）	4	
総合危機管理特論Ⅱ（環境・動物）		4
総合危機管理特論Ⅲ（災害・社会）		4
総合危機管理特論Ⅳ（医療技術）		4
表層地質環境特論		2
水環境・化学物質リスク特論		2
生命環境特論		2
産業災害特論		2
火災・爆発特論		2
災害心理特論		2
健康危機管理特論		2
医療危機管理特論		2
流体科学特論		2
地球環境教育特論		2
情報危機管理特論		2
社会リスク評価特論		2
交通輸送危機管理特論		2
動物危機管理特論		2
医療政策学		2
医療情報学		2
医療管理概論		2
医療経済学		2
医療安全管理学		2
病院運営管理論		2
病院経営学		2
総合危機管理論		2
高齢医療		2
高度先進医療論		2
ロジカル・コミュニケーション概論		1
ロジカル・コミュニケーション演習		3
総合危機管理演習Ⅰ（環境・動物）		4
総合危機管理演習Ⅱ（災害・社会）		4
総合危機管理演習Ⅲ（医療技術）		4
総合危機管理演習Ⅳ（応用）		4

課題研究		4
特別研究		10

② 危機管理学専攻・博士課程（後期）

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数
総合危機管理学特別講義	2	
総合危機管理学ゼミナールⅠ（対策論）	2	
総合危機管理学ゼミナールⅡ（環境）		4
総合危機管理学ゼミナールⅢ（災害）		4
総合危機管理学ゼミナールⅣ（医療技術）		4
特別研究	12	

3. 看護学研究科

① 看護学専攻・修士課程

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数
コミュニティ政策論		2
医療経済・経営論		2
医療政策論		2
医療危機管理論		2
健康危機管理論		2
実践看護理論		2
実践看護研究概論	2	
実践看護研究方法論Ⅰ（量的研究）		2
実践看護研究方法論Ⅱ（質的研究）		2
文献検討		2
実践看護倫理学		2
看護政策論		2
実践看護管理論		2
コンサルテーション論		2
実践看護学教育の理論と方法	2	
フィジカルアセスメント		2
臨床薬理学		2
病態生理学		2
地域生活支援分野看護学特論Ⅰ（リハビリテーション看護学特論）		2
地域生活支援分野看護学特論Ⅱ（精神看護学特論）		2
地域生活支援分野看護学特論Ⅲ（がん看護学特論）		2
地域生活支援分野看護学特論Ⅳ（エンド・オブ・ライフケア看護学特論）		2
地域生活支援分野看護学特論Ⅴ（広域看護学特論）		2
地域生活支援分野看護学特別演習Ⅰ（リハビリテーション看護学特別演習）		2
地域生活支援分野看護学特別演習Ⅱ（精神看護学特別演習）		2
地域生活支援分野看護学特別演習Ⅲ（がん看護学特別演習）		2
地域生活支援分野看護学特別演習Ⅳ（エンド・オブ・ライフケア看護学特別演習）		2
地域生活支援分野看護学特別演習Ⅴ（広域看護学特別演習）		2
地域生活支援分野看護学実習Ⅰ（実践）		2
地域生活支援分野看護学実習Ⅱ（教育）		2
地域生活支援分野看護学特別研究		8
地域生活支援分野看護学実践特別研究		8
育成分野看護学特論Ⅰ（小児看護学特論Ⅰ）		2
育成分野看護学特論Ⅱ（小児看護学特論Ⅱ）		2
育成分野看護学特論Ⅲ（小児看護学特論Ⅲ）		2
育成分野看護学特論Ⅳ（小児看護学特論Ⅳ）		2
育成分野看護学特論Ⅴ（小児看護学特論Ⅴ）		2
育成分野看護学特論Ⅵ（小児看護学特論Ⅵ）		2

育成分野看護学特論Ⅶ（母性看護学特論）		2
育成分野看護学特別演習Ⅰ（小児看護学特別演習Ⅰ）		2
育成分野看護学特別演習Ⅱ（小児看護学特別演習Ⅱ）		2
育成分野看護学特別演習Ⅲ（小児看護学特別演習Ⅲ）		1
育成分野看護学特別演習Ⅳ（小児看護学特別演習Ⅳ）		1
育成分野看護学特別演習Ⅴ（母性看護学特別演習）		2
育成分野看護学実習Ⅰ（実践）		2
育成分野看護学実習Ⅱ（教育）		2
育成分野看護学課題実習Ⅰ		2
育成分野看護学課題実習Ⅱ		4
育成分野看護学課題実習Ⅲ		4
育成分野看護学特別研究		8
育成分野看護学実践特別研究		8
育成分野看護学課題研究		2
危機管理分野看護学特論Ⅰ（災害看護学特論）		2
危機管理分野看護学特論Ⅱ（リスクマネジメント看護学特論）		2
危機管理分野看護学特論Ⅲ（看護マネジメント学特論）		2
危機管理分野看護学特別演習Ⅰ（災害看護学特別演習）		2
危機管理分野看護学特別演習Ⅱ（リスクマネジメント看護学特別演習）		2
危機管理分野看護学特別演習Ⅲ（看護マネジメント学特別演習）		2
危機管理分野看護学実習Ⅰ（実践）		2
危機管理分野看護学実習Ⅱ（教育）		2
危機管理分野看護学特別研究		8
危機管理分野看護学実践特別研究		8

別表Ⅱ【納付金】

一、入学検定料

35,000円

二、入学金

200,000円

三、授業料、その他納付金

(単位：円)

年度	区 分		授業料	その他納付金	
				実験実習費	施設設備費
令和7年度生以降	薬学研究科	博士課程	680,000	150,000	150,000
	危機管理学研究科	修士課程	650,000	150,000	150,000
		博士課程（後期）	650,000	150,000	150,000
	看護学研究科	修士課程	680,000	200,000	100,000
令和6年度生以前	薬学研究科	博士課程（後期）	680,000	150,000	150,000
		博士課程	680,000	150,000	150,000
	危機管理学研究科	修士課程	650,000	150,000	150,000
		博士課程（後期）	650,000	150,000	150,000
	看護学研究科	修士課程	680,000	200,000	100,000
令和4年度生以前	薬学研究科	修士課程	680,000	150,000	150,000
		博士課程（後期）	680,000	150,000	150,000
		博士課程	680,000	150,000	150,000
	危機管理学研究科	修士課程	650,000	150,000	150,000
		博士課程（後期）	650,000	150,000	150,000
	看護学研究科	修士課程	680,000	200,000	100,000
平成29年度生以前	薬学研究科	修士課程	680,000	150,000	150,000
		博士課程（後期）	680,000	150,000	150,000
		博士課程	680,000	150,000	150,000
	危機管理学研究科	修士課程	650,000	150,000	150,000
		博士課程（後期）	650,000	150,000	150,000

別表Ⅲ【科目等履修生の納付金】

薬学研究科

(単位：円)

検定料	入学金	1単位当たりの履修料	
		講義科目	実験実習科目
12,000	20,000	25,000	30,000

危機管理学研究科

(単位：円)

検定料	入学金	1単位当たりの履修料	
		講義科目	実験実習科目
12,000	20,000	24,000	30,000

看護学研究科

(単位：円)

検定料	入学金	1単位当たりの履修料	
		講義科目	実験実習科目
12,000	20,000	24,000	30,000